

身体拘束等の適正化のための指針

すまいる・ステップ

(I) 理念

身体拘束は、利用児の活動の自由を制限することであり、利用児の尊厳ある活動を阻むものです。すまいる・ステップでは、利用児の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

1) 身体拘束の廃止の基準

サービス提供にあたっては、当該利用児または他の利用児の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用児の行動を制限する行為を禁止します。

2) 緊急やむを得ない場合の3原則

- ①切迫性 : 利用児本人または、他利用児及び職員の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ②非代替性 : 身体拘束その他行動制限を行う以外に代替える支援方法がないこと
 - ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- * 身体拘束を行う場合には、以上3つの要件をすべて満たすことが必要です。

(II) 身体拘束廃止に向けての基本方針

1) 身体拘束の原則廃止

すまいる・ステップにおいては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用児本人又は、他の利用児の生命又は、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、職員間で十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、利用児本人・保護者への説明・同意を得て行います。(個別支援計画書に記載)

また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するよう努めます。

3) 日常の支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、療育では以下の事に取り組みます。

- ①利用児主体の行動・尊厳ある支援に努める。
- ②言葉や対応等で、利用児の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③利用児の思いをくみ取り、利用児にとってより居心地の良い環境や活動を提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な支援をする。
- ④利用児の安全を確保する視点から、利用児の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような支援は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、職員間において検討する。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる支援を行っていないか、常に振り返りながら利用児に主体的な活動をしてもらえるよう努める。

(Ⅲ) 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本的方針

1) すまいる・ステップにおいて身体拘束などの対象となる具体的な行為

- ①激しい自傷行為防止の時
- ②他害防止の時
- ③パニックや意図的な物品損害防止の時
- ④突発的行動で安全確保が難しい時
- ⑤利用児本人や他利用児及び職員の生命に関わる危険が生じた時

2) カンファレンスの実施(ケース検討会時に実施)

- *緊急やむを得ない状況になった場合、職員を中心として、拘束による利用児の心身の損害や拘束しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に
 - ①切迫性②非代替性③一時性の3要素すべてをみたしているかどうかについて検討確認をします。
- *要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用児本人・保護者に対する説明書を作成します。
- *身体拘束廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

3) 利用児本人や保護者に対する説明

- *身体拘束の内容・目的・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、個別支援計画書等に記載し、同意を得ます。

4) 記録と再検討

- *法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・

心身の状況・やむを得なかった理由を記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討します。その記録は2年間保存し、行政担当者の指導監査が行われた際に提示できるようにします。

5) 拘束の解除

*4)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用児本人・保護者に報告します。

(IV) 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年2回)の実施と記録
- ② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施と記録
- ③ その他必要な教育・研修の実施と記録

(V) 指針の閲覧について

すまいる・ステップの身体拘束等の適正化のための指針は、利用児及び保護者がいつでも自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表します。

(VI) その他、身体拘束適正化推進のために必要な基本指針

全職員で以下の点を十分に話し合い、身体拘束をしない活動や支援を提供していくための共通の認識を持つよう取り組みます。

- ① 支援を理由に、安易に身体拘束をしていないか
- ② マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか
- ③ パニックやクールダウンという名目で安易に身体拘束をしていないか
- ④ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。
他の施策、手段はないか

*職員の責務として、身体拘束等に準ずる行為を見たり感じたら、情報を公表します。

附則 この指針は、令和4年4月1日から施行する。